

【ニューメキシコ州】

1. 運転免許証の取得が必要とされる場合

観光や商用などで短期滞在する場合は、日本において取得した国際運転免許証で30日まで普通乗用車を運転することができます。ただし、右以外に日本の普通運転免許証も携帯する必要があります。

E2、H1、F1などのビザやグリーンカードを所持して長期滞在・永住する場合は、ニューメキシコ州の運転免許証の取得が必要です。

2. 運転免許証の取得に必要な書類

(1) 有効なパスポート

(2) 合法的滞在を証する文書（有効なグリーンカードまたはビザ及びI-94）

(3) ソーシャル・セキュリティ・カード

(注) 同カードをお持ちでない場合は、出生証明書（戸籍の原本および英訳文）を求められることがありますので、当局までご確認ください。英訳文については、有料となりますが、当館に申請することができます。詳細は当館HP（[出生証明書](#)）をご覧ください。

(4) 現住所を証する文書 2通（賃貸契約書、60日以内に発行された銀行口座明細書、公共料金支払い請求書や給料明細書など（ただし携帯電話使用明細書は不可））
※上述の書類は原則原本が必要であり、原本照合済みの写し（certified/notarized copy）も含めコピーで用意する場合、そのコピーが受け付けられるか否かは免許試験会場の担当官の判断となりますので、ご注意ください。

※同州運転免許証を申請する際、運転免許試験場の予約が必要となります。予約は、オンラインで行うか、当局まで電話で行ってください。

<https://secure.mvd.newmexico.gov/mvdappointments/>

電話番号：(505) 827-2257

その他手続きの詳細につきましては、以下のサイトを参照ください。

<http://dmv.org/nm-new-mexico/apply-license.php>

3. 連絡先

[New Mexico Motor Vehicle Division](#)

！！ニューメキシコ州における日本の運転免許の穿孔（穴開け）に関する注意！！

ニューメキシコ州においては2つ以上の有効な運転免許証を所持することが禁じられていますので、他州から転居してきた場合、従前（他州）の運転免許証に穴が開けられ、ボイドされます。日本の運転免許証にまで穴が開けられた事例報告を当館では受けており、本件に関し当局へ、日本国免許証に穴を開けないよう申し入れをしておりますが、その後も同様の事例が報告されています。このため、ニューメキシコ州の運転免許証の交付にあたり、日本の免許証の提出を求められた場合は、担当官に穴を開けずに返却することを確認するなどご注意ください。なお、運転免許取得に際し、提示すべき必要書類に外国政府発行の免許証は含まれておりません。